

令和3年度 丹波市観光協会観光イベント等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、丹波市観光協会（以下協会という。）が観光施設の整備や観光イベントを行う市内の団体に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、観光客の集客を図る事を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成対象事業・観光施設整備事業及び地域イベント事業をいう。
- (2) 助成事業者・・・前号に規定する事業を行う団体をいう。

(観光施設整備事業)

第3条 観光施設整備事業の定義は次のとおりとする。

- (1) 観光資源の利用増進を図るための観光施設等を整備する事業
- (2) 観光施設等とは、観光資源に必要な共用施設で共同の駐車場、便所、休憩用ベンチ、案内看板、遊歩道等の施設及び植樹をいう。

(観光イベント事業)

第4条 観光イベント事業の対象及び助成金の額は、都市住民との交流を目的としたイベント又は参加型イベントの開催に必要な経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 使用料及び賃貸料（会場使用、機材の借上げ、バスの借上げ等）
- (2) 会場設営撤去費
- (3) 会場整理、警備費
- (4) 広告費、出演料
- (5) その他イベント実施に必要な経費で協会が適当と認めるもの

(交付の基準)

第5条 会長は、毎年度予算の範囲内で、助成事業の実施に必要な経費の一部を助成するものとする。

- (1) 第3条に係る助成金は、当該年度において1団体1回に限り申請できるものとし、助成対象経費の3分の1以内で、且つ10万円を限度に交付するものとする。
- (2) 第4条に係る助成金は、総事業費10万円以上、50万円未満の事業を対象とし、助成対象経費の10%以内で、且つ5万円を限度に交付するものとする。
- (3) 前(1)号、(2)号に係る助成金は、いずれも千円未満切り捨てとする。
- (4) 前(2)号中、総事業費の実績額が50万円以上となった場合でも、観光イベント等助成金交付要綱の規定に沿って5万円を限度として交付するものとする。
- (5) 協会が別に実施する丹波市観光活性化支援事業補助金制度（以下、「観光活性化補助金」という。）において、規定する総事業費50万円以上のイベント事業の実績額が、結果的に50万円未満となった場合は観光活性化補助金制度の対象外となるため、自動的に観光イベント等助成金交付制度に移行することができるものとする。この場合、交付手続き上の様式は、すでに観光活性化補助金制度で提出している書類を可能な範囲において観光イベント等助成金交付要綱の様式と混在して活用できるものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、観光イベント等助成金交付申請書（様式1号）に、事業計画書（様式2号）及び収支予算書（様式3号）を添付して協会に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 協会は、前条の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付の可否について決定を行い、観光イベント等助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

協会は助成金の交付決定をする場合において、当該助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(変更等に係る措置)

第8条 前条に規定する助成金交付の通知を受けたものは、助成対象事業に係る経費の増額その他重要な部分の変更をしようとするとき、又は助成対象事業の中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ協会に申し出てその承認を受けなければならない。特に、中止若しくは廃止の場合は、助成事業中止・廃止報告書（様式5号）を提出しなければならない。（実績報告）

第9条 助成事業者は、助成対象事業を完了したときは、丹波市観光協会助成金実績報告書（様式6号）に事業実績明細書（様式7号）、収支決算書（様式8号）、領収書（写し）、その他必要な書類を添付して、協会に提出しなければならない。

2 イベントまたは施設整備が終了した日から2ヶ月以内に実績報告書を提出するものとする。ただし、1月・2月・3月に終了する事業にあつては3月10日を提出期限とする。その期限内提出が困難な場合は、観光協会事務局担当者と事前に協議のうえ、担当者の指示に従うものとする。この場合、協議の結果によっては助成金の交付を取り消す場合がある。

（助成金の交付）

第10条 協会は、助成事業者から提出される実績報告書の審査が完了した日を正式に受理した日とし、受理の日以降に提出される助成金請求書（様式9号）により助成金を交付する。

2 助成金の交付は、毎月10日までの請求に限り原則として当該月の20日に支払うこととする。ただし、3月期にあつてはこの限りでない。

（交付決定の取消し）

第11条 協会は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に反したとき。
- (2) 助成金をその目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (4) その他、助成事業者の起因により、助成金交付の取り消しを協会が適当と認めるとき。

（助成金の返済）

第12条 協会は、前条の場合において当該交付決定の取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該交付の日から1年以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式目次

- 様式1号 観光イベント等助成金交付申請書
- 様式2号 観光イベント等助成金事業計画書
- 様式3号 収支予算書
- 様式4号 観光イベント等助成金交付決定通知書
- 様式5号 助成事業中止・廃止報告書
- 様式6号 観光イベント等助成金実績報告書
- 様式7号 事業実績明細書
- 様式8号 収支決算書
- 様式9号 助成金請求書